

洲本市デマンド交通試験運行委託業務仕様書（概要案）

1. 業務の名称

洲本市デマンド交通試験運行委託業務

2. 業務の目的

本業務は、洲本市五色地区（神陽台）において、主に高齢者や運転免許返納者などの通院、買い物等、住民の日常生活を支え、利便性の向上を図るためにデマンド交通試験運行を行うとともに、今後の事業展開を検討するためのデータ収集・分析業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものです。

3. 業務の内容

(1) 業務予定期間

平成 23 年 10 月頃から同年 12 月頃まで（最大で 3 ヶ月間）

ただし、予算等の都合により、期間を短縮する場合があります。

(2) 運行開始日

平成 23 年 10 月頃（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 21 条による乗合許可取得後、速やかに実施）

(3) 運行区間及び運行日

運行区間については、次の表の通りとします。

No	運 行 区 間				距離	運行日
	起点	経由 1	経由 2	終点		
①	神陽台	→	→	県立淡路病院	約 10.0km	乗車希望のある日
②	神陽台	県病	→	イッ洲本店	約 11.5km	
③	神陽台	県病	イッ洲本店	洲本バスセンター	約 12.0km	

(4) 運行経路

別紙の通りとします。

(5) 運行時刻

午前 7 時から午後 7 時まで

(6) 運行予約

原則として、運行を希望する前日の午後 5 時までに連絡すれば、翌日以降の予約が可能です（最大で 2 週間先までの予約が可能です）。

(7) 運行車両

運行する車両は、受託業者所有の車両とします（車両指定はありません）。

(8) 運賃等

乗車運賃については、同区内を運行する路線バスを参考に、一回の乗車につき、一人あたり 500 円とします。

(参考：「天神」～「洲本高速バスセンター」間：560 円)

- (9) 運行等に対する補助
- (10) 運行管理、車両管理及び運行業務

4. 事業者を求める条件

事業者には、次の各号のすべての条件を満たすことを求めます。

- (1) 道路運送法第3条第1号ロ又はハに定める一般貸切旅客自動車運送事業、又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する事業者。
- (2) 運行開始日までに、当該路線についての国土交通省の認可・運賃認可・標柱の設置を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できる事業者。
- (3) 適正に事業を実施するため、洲本市内に営業所等を有する事業者。
- (4) 道路事情の変化に常に気を配り、路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応ができる事業者。
- (5) 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応ができる事業者。
- (6) その他、デマンド交通の試験運行にあたって起こるであろう諸問題に対して問題解決できる事業者。

5. 提出・問い合わせ先

洲本市企画情報部企画課政策係（担当：西原、田中）

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL：0799-22-3321（内線）1222、1223 FAX：0799-23-2340

e-mail：kikaku@city.sumoto.hyogo.jp

（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

以上。